

2027番地 3 21 20

高知県告示第750号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
四万十市西土佐藤ノ川字イヅノ川416、字白髭山886の4、886の17、893の1、字イヅノ川山898の6、898の13、898の26、898の85、字丸ノ山902の20、902の38

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第751号

次の森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

令和5年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
高岡郡中土佐町久礼字ナカマ5702、字仲間6914、6926、6928
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字ナカマ5702・字仲間6914・6926・6928（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び中土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 439号
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 変更前後の別, 敷地の幅員 (メートル), 延長 (メートル). Rows include 吾川郡仁淀川町川渡字下大藪9691番から吾川郡仁淀川町川渡字下大藪9723番1まで.

高知県告示第753号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
2 路線名 493号
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 変更前後の別, 敷地の幅員 (メートル), 延長 (メートル). Row includes 安芸郡北川村平鍋字イシトドロ558番3から安芸郡北川村平鍋字.



目 次

Table with 2 columns: 告示, ページ. Includes items like 特定水産資源の採捕の停止の命令, 救急病院の認定, 保安林の指定予定の通知, etc.

告 示

高知県告示第713号の2

くろまぐろ（30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和5年10月から同年12月まで）の数量を超えるおそれが著しく大きいと、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年11月14日から同年12月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和5年11月14日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第749号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和5年11月24日

高知県知事 濱田 省司

Table with 4 columns: 医療機関の名称, 所在地, 認定年月日, 認定の有効期限. Row includes 永井病院 高知市春野町西分.

| | | | |
|---|---|--------------------|-----|
| アセヒカ段487番12 まで | | | |
| 安芸郡北川村平鍋字 イシトドロ558番3 から 安芸郡北川村平鍋字 アセヒカ段487番12 まで | A | 11.7 } 46.7 | 279 |
| 安芸郡北川村平鍋字 フカゼ3番8から 安芸郡北川村ニタ又 字持井山349番16ま で | B | 28.4 } 158.9 | 185 |

高知県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 住次郎佐賀
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-------------------|---------------|
| 四万十市片魚字ヨセ ガサコ1550番12から 四万十市片魚字ヨセ ガサコ6番1まで | 前 | 4.1 } 24.3 | 135 |
| | 後 | 11.7 } 24.3 | 135 |

高知県告示第755号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年11月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 七里仁井田
- 3 道路の区域

| 供用開始区間 | 延 長 (メートル) | 供用開始年月日 |
|--|---------------|----------------|
| 高岡郡四万十町七里字岡崎 乙1018番1から 高岡郡四万十町七里字穴ケ ナロ乙1405番7まで | 597 | 令和5年11月24 日 |

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和5年11月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 裁定に係る農地の所有者等に係る情報
登記名義人 谷脇 定夫（死亡）
- 2 裁定に係る農地の所在、地番、地目及び面積

| 所在及び地番 | 地目 | 面積 |
|-------------------------|----|--------|
| 高岡郡四万十町道徳字ツエジリ202 番1 | 田 | 1,534㎡ |
| 高岡郡四万十町道徳字家野494番 | 田 | 1,191㎡ |
| 高岡郡四万十町道徳字家野501番 | 田 | 1,245㎡ |

- 3 利用権の内容
田又は畑として利用
- 4 利用権の始期及び存続期間
令和6年1月9日から10年間
- 5 借賃に相当する補償金の額
39,700円
- 6 補償金の支払の方法
利用権の始期までに高知地方法務局須崎支局に補償金を供託する。
- 7 裁定により利用権を取得する農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人高知県農業公社 理事長 池上 隆章
高知市丸ノ内一丁目7番52号

人 事 委 員 会 規 則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月24日

高知県人事委員会委員長 門田 純一

高知県人事委員会規則第39号

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年高知県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2 高知県競馬組合の項中「課長 所長」を「所長 課長 副参事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。